

冷戦時代は終り、一見国際社会は安定した秩序を確立しているかに見えたが、衝撃的な米中核同時テロ、日本の周辺でも北朝鮮の核開発、工作船事件やミサイル発射などが起き一段と緊迫の度を増している。日本を取り巻く安全保障環境も大きく変化しつつある。

No.1  
その一方で、国の基本法制である憲法は56年前に施行されて以来、今日まで一度も改正されたことがない。憲法の規定と現実との矛盾は年々深まっているのではなかろうか。憲法解釈に固執し続けることにより、安全保障の面で国益を害する事態がはれている。例えば「持つているが使えない」という集団的自衛権に関する内閣法制局の见解が端的な例である。日本はアフガニスタンにおける国際テロとの戦いのため、自衛艦をインド洋に派遣し米軍などへの支援を今も続けているが、これは集団的自衛権の行使だ。国連安全保障理事会は、フセイン政権に対する武力攻撃に踏み切った米英両国と、それに反対する仏独両

国などの対立で機能不全を露呈した。小泉首相は武力行使容認の新たな国連決議が採択されなかつたにもかかわらず米國を支持した。

国連決議を無視し続けたフセイン政権に非があることと併せ、核開発を進める北朝鮮の脅威を念頭においたからだ。正しい決断である。だが、イラクの戦後復興への自衛隊派遣に関して、国連決議を前提とすべきだという声が政府・与党の大勢となっている。これは自衛隊の活動はできるだけ抑制すべきだといった憲法解釈操作に基づく戦後政治の伝統的発想から、今なお脱却できないでいることを物語るものだ。安全保障など見直しを急ぐべき分野は当面、解釈変更で対応するにしても、いおれ憲法改正が必要ではないのか。該党新聞の世論調査によると、憲法改正に賛成の人は54%と6年連続で半数を越えた。憲法改正論が国民の間に広く定着したことは、もはや明らかである。憲法をどう考えるかは國の将来像を描くことでもあり大切だ。